

各種技能講習・受講条件等一覧(抜粋)

※日程、開催場所、講習時間及び受講料は登録教育機関へお問い合わせ下さい。

区分	講習名	作業の内容又は選任の基準	年少者(18歳未満)の就業制限の有無(注1)又は受講資格	受講区分	免除される科目等
技	フォークリフト運転	最大荷重が1t以上のフォークリフトの運転の業務(道路上を走行させる運転を除く)	年少者の就業制限有り(年少則第8条第7号)	1大型特殊自動車免許(カタビラ限定なし)を有する者 2大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許(カタビラ限定有)を有し、3ヶ月以上最大荷重1t未満のフォークリフトの運転の業務に従事した者(注2)	1走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 2走行の操作
				大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許(カタビラ限定有)を有する者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
				6ヶ月以上最大荷重1t未満のフォークリフトの運転の業務に従事した者(注2)	走行の操作
				その他の者	免除なし
ガス溶接	可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の業務	年少者の就業制限有り(年少則第8条第29号)	全員	免除なし	
ボイラー取扱	ボイラーであって、胴の内径750mm以下で、かつ、長さが1300mm以下の蒸気ボイラー、伝熱面積3㎡以下の蒸気ボイラー、伝熱面積14㎡以下の温水ボイラー、伝熱面積30㎡以下の貫流ボイラーの取扱いの業務	年少者の就業制限有り(年少則第8条第1号)	1保安技術職員国家試験の汽かん係員試験に合格した者 2鉱山においてゲージ圧力0.4メガパスカル以上で使用する蒸気・温水ボイラーを取り扱った経験がある者	1ボイラーの構造に関する知識 2ボイラーの取扱いに関する知識 3点火及び燃焼に関する知識 4点検及び異常時の処置に関する知識	
			その他	免除なし	
能	床上操作式クレーン運転	つり上げ荷重5t以上の床上操作式クレーン運転の業務	年少者の就業制限有り(年少則第8条第3号)	1移動式クレーン運転士免許を受けた者 2小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 3揚貨装置運転士免許を受けた者 4玉掛け技能講習を修了した者 5デリック運転士免許を受けた者	1床上操作式クレーン運転のために必要な力学に関する知識 2床上操作式クレーンの運転のための合図
				制限荷重が5t未満の揚貨装置、つり上げ荷重が5t未満のクレーン、つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ、つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーン、つり上げ荷重が5t未満のデリックの運転の業務又はつり上げ荷重が1t未満のクレーン等の玉掛けの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者(注2)	床上操作式クレーンの運転のための合図
				鉱山においてつり上げ荷重5t以上のクレーンの運転の業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者	1床上操作式クレーン運転 2床上操作式クレーンの運転のための合図
				その他の者	免除なし
小型移動式クレーン運転	つり上げ荷重が1t以上5t未満の移動式クレーンの運転の業務(道路上を走行させる運転を除く)	年少者の就業制限有り(年少則第8条第3号)	1クレーン・デリック運転士免許を受けた者 2床上操作式クレーン運転技能講習を修了した者 3クレーン運転士免許を受けた者 4揚貨装置運転士免許を受けた者 5玉掛け技能講習を修了した者 6デリック運転士免許を受けた者	1小型移動式クレーン運転のために必要な力学に関する知識 2小型移動式クレーンの運転のための合図	
			1建設機械施工技術検定のうち一級の検定に合格した者で実地試験においてショベル系・基礎工事用建設機械を選択したもの又は建設機械施工技術検定のうち二級の検定で昭和48年建設省告示第860号に定める第2種から6種までの種別に合格した者 2車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者	小型移動式クレーン運転技能講習に係る原動機及び電気に関する知識	
			制限荷重が5t未満の揚貨装置、つり上げ荷重が5t未満のクレーン、つり上げ荷重が5t以上の跨線テルハ、つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーン、つり上げ荷重が5t未満のデリックの運転の業務又はつり上げ荷重が1t未満のクレーン等の玉掛けの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者(注2)	小型移動式クレーンの運転のための合図	
			鉱山において移動式クレーンの内つり上げ荷重5t以上のクレーンの運転の業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者	1小型移動式クレーン運転 2小型移動式クレーンの運転のための合図	
玉掛け	制限荷重が1t以上の揚貨装置又はつり上げ荷重が1t以上のクレーン、移動式クレーン若しくはデリックの玉掛けの業務	年少者の就業制限有り(年少則第8条第10号)	1クレーン・デリック運転士免許、移動式クレーン運転士免許又は揚貨装置運転士免許を受けた者 2床上操作式クレーン運転技能講習又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者 3クレーン運転士免許又はデリック運転士免許を受けた者	1クレーン等の玉掛けに必要な力学に関する知識 2クレーン等の運転のための合図	
			1制限荷重が5t未満の揚貨装置、つり上げ荷重が5t未満のクレーン、つり上げ荷重が5t以上の弧線テルハ、つり上げ荷重が1t未満の移動式クレーン、つり上げ荷重が5t未満のデリックの運転の業務に、6ヶ月以上従事した経験を有する者(注2) 2鉱山においてつり上げ荷重が5t以上のクレーンの運転の業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者 3鉱山においてつり上げ荷重が5t以上の移動式クレーンの運転の業務に1ヶ月以上従事した経験を有する者	クレーン等の運転のための合図	
			その他の者	免除なし	
高所作業車運転	作業床の高さが10m以上の高所作業車の運転の業務(道路上を走行させる運転を除く)	年少者の就業制限有り(年少則第8条第12号)	1移動式クレーン運転士免許を受けた者 2小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者	1原動機に関する知識 2運転に必要な一般的事項に関する知識	
			1建設機械施工技術検定に合格した者 2大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者 3フォークリフト運転技能講習、ショベルローダー等運転技能講習、車両系建設機械運転技能講習又は不整地運搬車運転技能講習を修了した者 その他の者	原動機に関する知識 免除なし	
習	ショベルローダー等運転	最大荷重が1t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務(道路上を走行させる運転を除く)	年少者の就業制限有り(年少則第8条第7号)	建設機械施工技術検定に合格した者	1走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 2運転に必要な力学に関する知識 3走行の操作
				1大型特殊自動車免許(カタビラ限定なし)を有するもの。 2大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許(カタビラ限定有)を有し、3ヶ月以上ショベルローダー又はフォークローダー(最大荷重1t未満)の運転の業務に従事した者(注2)	1走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 2走行の操作
				大型自動車免許、中型自動車免許、普通自動車免許若しくは大型特殊自動車免許(カタビラ限定有)を有する者 6ヶ月以上最大荷重1t未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務に従事した経験を有する者(注2)	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 走行の操作
				その他の者	免除なし
車両系建設機械運転	整地・運搬・積込み用及び掘削用	機体重量が3t以上の整地・運搬・積込み用及び掘削用建設機械の運転の業務(道路上を走行させる運転を除く)	年少者の就業制限有り(年少則第8条第12号)	1建設機械施工技術検定のうち一級の検定に合格した者で実地試験においてトラクター系・ショベル系を選択しなかった者 2建設機械施工技術検定のうち二級の検定で昭和48年建設省告示第860号に定める第4種から6種までの種別に合格した者	1走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 2運転に必要な一般的事項に関する知識 3関係法令 4走行の操作
				1大型特殊自動車免許を有する者 2大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し車両系建設機械(機体重量3t未満)の運転の業務、不整地運搬車(最大積載量1t未満)の運転の業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者(注2) 3不整地運搬車運転技能講習を修了した者	1走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 2走行の操作
				車両系建設機械(機体重量3t未満)の運転の業務又は最大積載量が1t未満の不整地運搬車の運転の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者(注2)	走行の操作
	解体用(ブレーカー)	機体重量が3t以上の解体用建設機械の運転の業務(道路上を走行させる運転を除く)	年少者の就業制限有り(年少則第8条第12号)	車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者 車両系建設機械(解体用)運転技能講習を修了した者 その他の者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 特別として短時間講習を実施 免除なし
				1建設機械施工技術検定のうち一級の検定に合格した者で実地試験においてトラクター系・ショベル系を選択しなかった者 2建設機械施工技術検定のうち二級の検定で昭和48年建設省告示第860号に定める第4種から6種までの種別に合格した者	1走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 2運転に必要な一般的事項に関する知識 3関係法令 4走行の操作
				1大型特殊自動車免許を有する者 2大型自動車免許、中型自動車免許又は普通自動車免許を有し車両系建設機械(機体重量3t未満)の運転の業務、不整地運搬車(最大積載量1t未満)の運転の業務に3ヶ月以上従事した経験を有する者(注2) 3不整地運搬車運転技能講習を修了した者	1走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 2走行の操作

各種技能講習・受講条件等一覧(抜粋)

※日程、開催場所、講習時間及び受講料は登録教育機関へお問い合わせ下さい。

区分	講習名	作業の内容又は選任の基準	年少者(18歳未満)の就業制限の有無(注1)又は受講資格	受講区分	免除される科目等
				車両系建設機械(機体重量3t未満)の運転の業務又は最大積載荷重が1t未満の不整地運搬車の運転の業務に6ヶ月以上従事した経験有する者(注2)	走行の操作
				車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習を修了した者	走行に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識
				車両系建設機械(整地・運搬・積み込み用及び掘削用)運転技能講習を修了した者	特例として短時間講習を実施
				その他の者	免除なし
業	プレス機械	動力により駆動されるプレス機械を5台以上有する事業場において行う当該機械による作業	1年少者の就業制限有り(年少則第8条第19号) 2プレス機械による作業に5年以上従事した経験を有する者	※職業能力開発促進法等により一部免除あり その他の者	免除なし
	乾燥設備	乾燥設備のうち、 ①危険物等に係る設備で内容積1㎡以上のもの ②①の危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの(固体燃料は毎時10kg以上、液体燃料は毎時10L以上、気体燃料は毎時1㎡以上)、電力を使用するもの(定格消費電力10kW以上)の加熱乾燥の作業	1乾燥設備の取扱いの作業に5年以上従事した経験を有する者 2大学又は高等専門学校において理系等の学科を専攻して卒業した者で、その後1年以上乾燥設備の設計、制作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者 3高等学校又は中等教育学校において理系等の学科を専攻して卒業した者で、その後2年以上乾燥設備の設計、制作、検査又は取扱いの作業に従事した経験を有する者	その他の者	免除なし
	特定化学物質・四アルキル鉛等	特定化学物質等を製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業を除く)	年少者の就業制限有り(年少則第8条第32号)	その他の者	免除なし
	有機溶剤	屋内作業場又はタンク、船倉若しくは抗の内部その他の場所等で有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で、厚生労働省令で定める作業	年少者の就業制限有り(年少則第8条第33号)	その他の者	免除なし
	石綿	石綿(アモサイト及びクロソライトを除く)及び石棉を含有する製剤その他の物で厚生労働省令で定めるものを製造し、又は取り扱う作業(試験研究のため取り扱う作業をのぞく)。	制限等なし	その他の者	免除なし
	酸素欠乏・硫化水素危険	酸素欠乏危険場所における作業又は酸素欠乏及び硫化水素発生のおそれのある作業	制限等なし	※日本赤十字社の行う救急法の講習を修了して救急員認定証を受けた者等に一部免除あり その他の者	免除なし
任	地山の掘削及び土止め支保工	掘削面の高さが2m以上となる地山の掘削及び土止め支保工の切りばり又は腹おこしの切り付け又は取り外しの作業	1年少者の就業制限有り(年少則第8条第23号) 2地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり等の取り付け若しくは取り外し作業に3年以上従事した経験を有する者 3大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は農業土木に関する学科を専攻して卒業したもので、その後2年以上地山の掘削の作業又は土止め支保工の切りばり等の取り付け若しくは取り外し作業に従事した経験を有する者	※職業能力開発促進法に基づく訓練修了により一部免除あり 建設業法施行令に規定する土木施工管理技術検定に合格した者	1作業の方法に関する知識 2工用具、機械、器具、作業環境等に関する知識
				地山の掘削等作業主任者技能講習を修了した者又は土止め支保工作業主任者技能講習を修了した者	特例として短時間講習を実施
				その他の者	免除なし
者	型枠支保工の組立て等	型枠支保工の組立て又は解体の作業	1型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 2大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業したもので、その後2年以上型枠支保工の組立て又は解体に関する作業に従事した経験を有する者	※職業能力開発促進法に基づく訓練修了等により一部免除あり その他の者	免除なし
				その他の者	免除なし
技	足場の組立て等	つり足場、張り出し足場又は高さが5m以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	1年少者の就業制限有り(年少則第8条第25号) 2足場の組立て、解体又は変更に関する作業に3年以上従事した経験を有する者 3大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木、建築又は造船に関する学科を専攻して卒業したもので、その後2年以上足場の組立て、解体又は変更に関する作業に従事した経験を有する者	※職業能力開発促進法に基づく訓練修了等により一部免除あり その他の者	免除なし
				その他の者	免除なし
能	建築物等の鉄骨の組立て等	建築物の骨組み又は塔であって、金属製の部材により構成されるもの(その高さが5m以上であるものに限る)の組立て、解体又は変更の作業	1年少者の就業制限有り(年少則第8条第24号) 2建築物等の鉄骨の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者 3大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業したもので、その後2年以上建築物等の鉄骨の組立て等の作業に従事した経験を有する者	※職業能力開発促進法に基づく訓練修了等により一部免除あり 1鋼橋架設等作業主任者技能講習を修了した者 2コンクリート橋架設等作業主任者技能講習を修了した者	1作業環境等に関する知識 2作業に対する教育等に関する知識
				その他の者	免除なし
				その他の者	免除なし
講	木造建築物の組立て等	軒の高さが5m以上の木造建築物の構造部材の組立て又はこれに伴う屋根下地若しくは外壁下地の取り付け作業	1年少者の就業制限有り(年少則第8条第24号) 2構造部材の組立て等の作業に3年以上従事した経験を有する者 3大学、高等専門学校、高等学校又は中等教育学校において土木又は建築に関する学科を専攻して卒業したもので、その後2年以上構造部材の組立て等の作業に従事した経験を有する者	1型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 2足場の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 3鉄骨の組立て等作業主任者技能講習を修了した者 4建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者を修了した者 ※その他職業能力開発促進法に基づく訓練修了等により一部免除あり	1工用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識 2作業に対する教育等に関する知識
				その他の者	免除なし
習	木材加工用機械	木材加工用機械(丸のこ盤、帯のこ盤、かな盤、面取り盤及びびりターに限るものとし、携帯用を除く。)を5台以上(自動送材車式帯のこ盤が含まれる場合は3台以上)を有する事業場において行う当該機械による作業	木材加工用機械による作業に3年以上従事した経験を有する者	※職業能力開発促進法に基づく訓練修了等により一部免除あり 林災防が労働災害防止団体の規定により設定した労働災害防止規定に基づき実施する製材安全士に関する講習を修了した者	作業に係る機械、その安全装置等の種類、構造及び機能に関する知識
				その他の者	免除なし
				その他の者	免除なし
	はい作業	高さ2m以上のはい倉庫、上屋又は土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物の荷を除く)の集団)のはい付け又ははいくずしの作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)	はい付け又ははい崩しの作業に3年以上従事した経験を有する者	その他の者	免除なし
	普通第一種圧力容器取扱	化学設備以外の第一種圧力容器の取扱い作業	制限等なし	その他の者	免除なし

注1:年少則・・・年少者労働基準規則

注2:当該機械の運転の業務等には特別教育が必要であり、さらに受講申請時に、所属事業場に当該機械設備が有ること及び当該機械等の運転の業務等に所定期間従事したことを証明する事業主証明等が必要です。

※各技能講習の実施機関、実施月、連絡先等は「技能講習・特別教育・安全衛生教育・災害防止活動計画表」にあります。